

平成 29 年 6 月 12 日

事業主様

西日本パッケージング健康保険組合

理事長 竹本 實生

### 情報連携後の添付書類の取扱いについて

平素は、健康保険組合の事業運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年 1 月よりお届けいただいているマイナンバーを利用して、平成 29 年 7 月 18 日より情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携(別紙参照)が開始される予定となっていることから、以降は当組合への届出書に添付する書類の一部が省略可能となります。

しかしながら、厚生労働省より 3 ヶ月程度は「試行運用期間」として、この期間中は、従来どおり添付書類の提出を受け、その内容が情報提供ネットワークシステムで得た情報と同じであるかの確認・検証を行い、今後の事務処理を円滑・確実にこなすための期間とするよう連絡がありました。

つきましては、事業主、事務担当者及び被保険者の方々には、お手数をおかけいたしますが、情報連携が本格運用されるまで、届出書の添付書類については、引き続きこれまで同様提出していただくこととなりますので、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、下記の添付書類は省略が予定されていますが、具体的な取扱いについては、別途お知らせいたします。

### 記

- 1 被扶養者の認定にあたっての必要書類
  - ・ 課税証明書、住民票等
- 2 被扶養者の検認（年 1 回の被扶養者の確認調査）にあたっての必要書類
  - ・ 課税証明書、住民票等

※今年度の被扶養者の確認調査は、従来どおり添付書類が必要となりますので、よろしくご願ひいたします。

情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携

個人番号関係事務実施者

個人番号利用事務実施者

